

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：和寒町ハザードマップ)

当町には1級河川の剣淵川が流れており、剣淵川が氾濫した場合の浸水想定区域は、和寒町ハザードマップによると、商業が多く立地する市街地においては0.5m、住宅地となっている三笠地区は0m~1mの浸水域とされている。  
農業地区である三和・菊野の一部では最大2mの浸水域とされている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
市街地	0m~0.5m	83
朝日・塩狩	0m	7
三笠	0m~1m	19
東丘・東町・東和	0m	9
日ノ出・大成	0m	6
松岡・北原	0m	6
中和・川西	0m~1m	5
福原・西和	0m~1m	2
三和・菊野	0m~2m	3

**洪水ハザードマップ(市街地区)**

**防災の心がけ**

「災害は忘れた頃にやってくる」と言われます。被害を最小限にするためにも、日頃からの心構えと備えが大切です。災害への備えができたら  に  を入れましょう。

- 避難所の確認  
避難所の位置や避難経路を覚えておきましょう。
- 家族で話し合い  
家族の集合場所や連絡方法を話し合っておきましょう。
- 非常持出品・備品の準備  
日頃から確認し、準備しておきましょう。

**【福祉避難所】**

地区名	名称	所在地	電話番号
全町	伊達町センター	和寒町字西町	32-2000

**【避難所】** 単身世帯の避難先や避難所を掲載していますが、利用の状況によっては、様を問わずに避難所を指定してください。

地区名	名称	所在地	電話番号
鹿ヶ丘自治会	① 和寒町公民館	和寒町字多町	32-2477
大浦自治会	② 和寒小学校	和寒町字多町	32-2003
西町自治会	③ 和寒町センター	和寒町字西町	32-2421
神町自治会	④ 西町民センター	和寒町字多町	32-2341
若草自治会	⑤ 交流施設ひだまり	和寒町字多町	32-3300
かたくり自治会	⑥ 東和地域センター	和寒町字東町	32-4777
三笠南自治会	⑦ 三笠地域センター	和寒町字三笠	32-4470
東山自治会の一部	⑧ 和寒町総合体育館	和寒町字三笠	32-2357
松岡・北原自治会の一部	⑨ 和寒町字日ノ出	和寒町字日ノ出	32-4090
中和自治会	特 駅前集合所	和寒町字駅前	32-4088
三和・菊野自治会	特 菊野町センター	和寒町字三和	—
西和・福原自治会	特 西和地域センター	和寒町字西和	—
福原・西和自治会	特 福原集合所	和寒町字大成	—
東山自治会の一部	特 大成集の家	和寒町字大成	—
松岡・北原自治会の一部	特 和寒町センター	和寒町字北原	—

**●お問い合わせ先**  
和寒町役場総務課 上川郡和寒町字西町120番地 TEL: (0165)32-2421 FAX: (0165)32-4238  
URL: http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/ E-mail: soumu@town.wassamu.hokkaido.jp

(出典：和寒町ハザードマップ)

(土砂災害ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、東丘、西和、朝日、日ノ出、東和地区の山間部では、土砂災害が生じるエリアとなっている。土砂災害警戒区域付近における事業者は、日ノ出はサービス業1件、朝日はその他の業種1件のみとなっている。

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

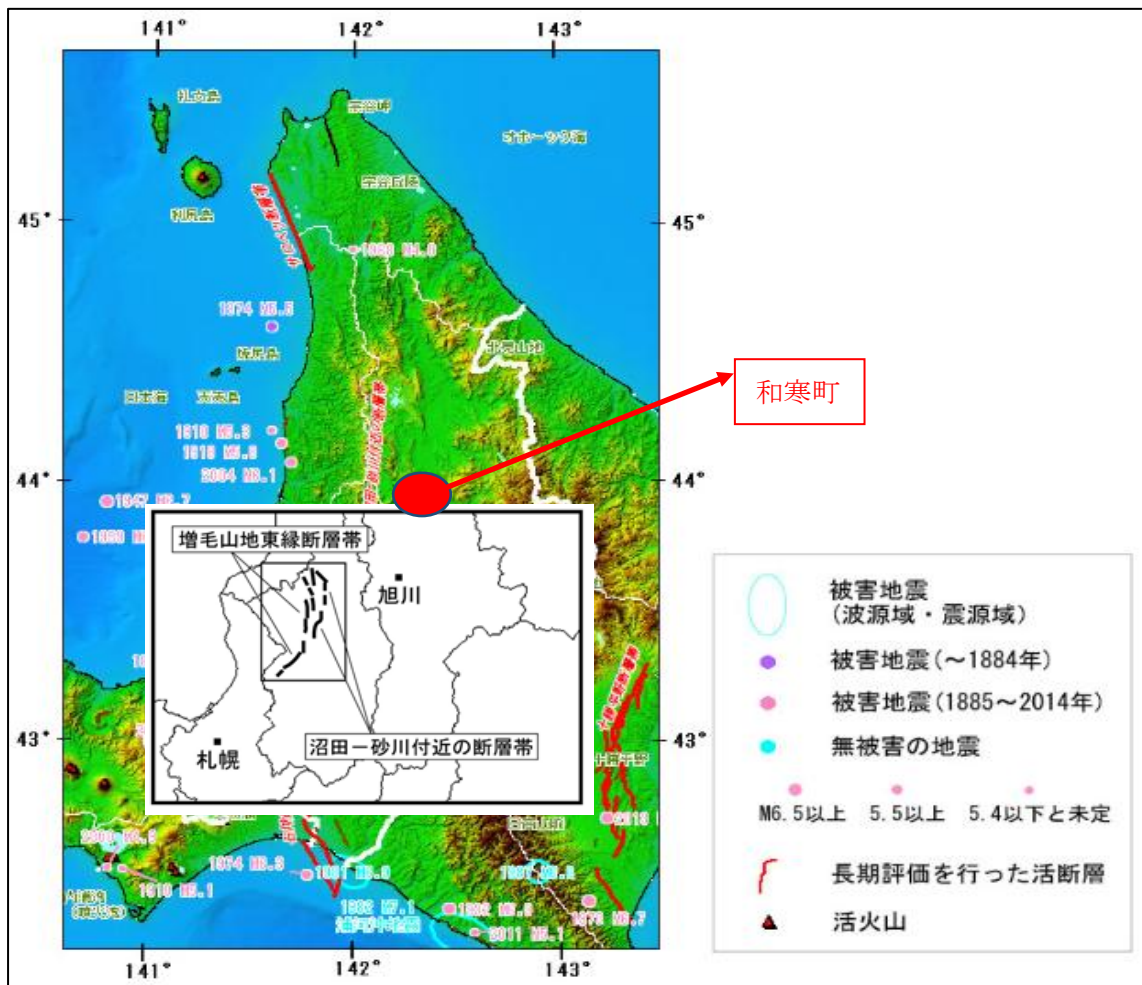
和寒町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると「増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯」による地震が想定されている。この断層帯による震度7強の地震が発生する確率は0.6%以下となっている。

地震ハザードマップの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確率が3%以下となっているが、2013年の十勝沖地震では震度3、2018年の胆振東部地震では震度4の地震が定期的に発生しているため、警戒が必要である。

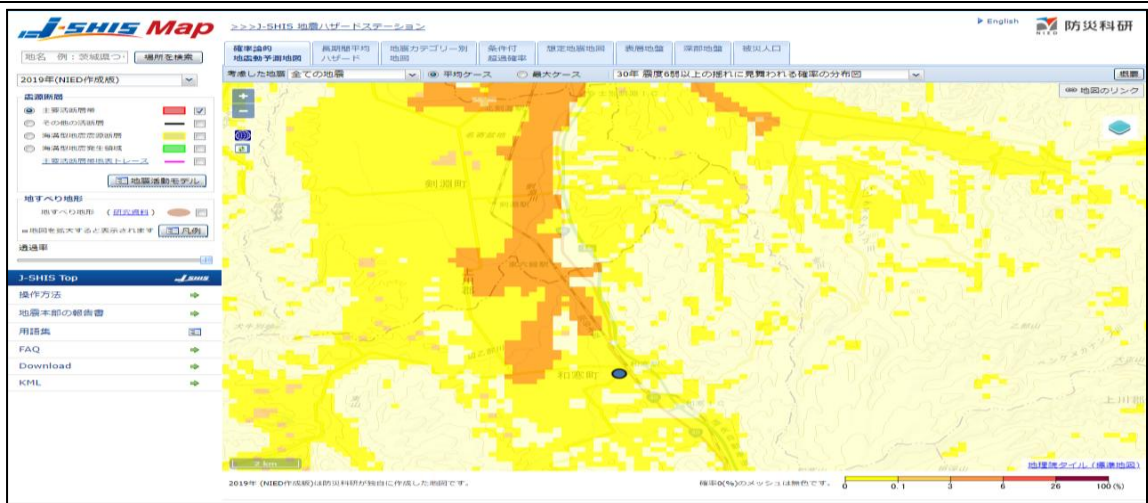
また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで食料品小売業・飲食業で商品の廃棄が行われ、商工業全体でも物流が途絶えた影響により、売上が減少した。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯	増毛山地東縁断層帯	7.8程度	0.6%以下
	沼田-砂川付近の断層帯	7.5程度	不明

(出典：地震調査研究推進本部)



(断層帯地図 出典：地震調査研究推進本部)



(地震発生確率地図 出典：J-SHIS Map 地震ハザードステーション)

(その他)

当町では、これまで数々の水害に見舞われてきた。特に昭和50年の台風6号、昭和56年の集中豪雨における水害が多大な被害を及ぼした。昭和50年の水害では、家屋の浸水被害が369戸、昭和56年の水害では、366戸の被害となった。

年月日	種別	災害原因	家屋被害 (戸)	農業被害 (ha)	土木被害 (ヶ所)	被害総額
S 50. 8. 23	水害	台風6号	床上浸水 161 床下浸水 142	田 1,016 畑 869	河川 25 道路 26 橋 10	7億2,396万
S 50. 9. 6～ 7	水害	集中豪雨	床上浸水 14 床下浸水 52	田 350 畑 514	河川 17 道路 16 橋 2	9千949万
S 56. 8. 3～ 6	水害	集中豪雨	床上浸水 218 床下浸水 142	田 1,024 畑 875	河川 41 道路 20 橋 10	4億5,468万
S 56. 8. 23	水害	台風15号	床下浸水 6	畑 90	道路 1	1,446万
S 59. 7. 16	水害	集中豪雨	床下浸水 5	畑 18		859万
S 63. 8. 24 ～26	水害	集中豪雨	床下浸水 3	田 14 畑 29	河川 2 道路 9	1,612万
H2. 8. 23	水害	集中豪雨	床下浸水 1	田 5 畑 25		3,519万
H2. 9. 3～4	水害	大雨	床下浸水 1	田 28 畑 41		1,425万
H6. 8. 14	水害	大雨	床下浸水 2	田 5 畑 10.3	道路 9	2,179万
H28. 8. 20	水害	大雨	床下浸水 2	田 17.2 畑 80.4	道路 11	7,000万

(出典：和寒町史及び和寒町総務課生活安全係より資料提供)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等 161事業所 (独自データ)
- ・小規模事業者140事業所 (独自データ)

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	建 設 業	13	11	市街地に多い
	製 造 業	12	12	町内に広く分散
	卸 売 業	4	4	町内に分散
	小 売 業	37	36	市街地に多い
	飲 食 業	16	16	市街地に多い
	サービス業	54	51	市街地に多い
	その他	10	10	市街地に多い
	定款	15	0	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備 考
和寒町防災会議条例	S37.12	
防災のしおり発行	H25.3	
防災計画の策定	H25.6	
防災講話の実施	R2.12	
防災備品の備蓄		備蓄食料 (R1.12.1現在) アルファ米：約1,500食

2) 当商工会の取組

項目	年月	備 考
事業者 BCP に関する国の施策周知	H30.8	ポスターによる周知
事業者 BCP に関する研修会への参加	H30.9～	北海道商工会連合会等による研修に経営指導員が年1回以上参加
損保会社と連携した損保会社への加入促進	R2.4～	北海道火災共済協同組合と連携 契約数48件

2 議題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。  
(予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性等)

### 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ・成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	13	11	0	0	1	1	0
製造業	12	12	0	3	1	0	1
卸売業	4	4	1	0	0	0	0
小売業	37	36	0	1	2	1	2
飲食業	16	16	1	1	0	0	0
サービス業	54	51	3	0	2	4	4
その他	10	10	1	1	0	0	0
定款	15	0	0	0	0	0	0
合計	161	140	6	6	6	6	7

※策定目標については、商工会における人員を考慮した上で、0.5mを超える浸水地域並びに土砂災害警戒区域の31件（三笠19件、中和・川西5件、福原・西和2件、三和・菊野3件、朝日・日の出の土砂災害警戒区域2件）を優先するよう設定した。なお市街地83件については、来期以降に設定し、2期目41件、3期目42件を想定し作成する。残りの26件については、4期目に策定し、4期（20年）で全小規模事業者が策定するように設定する。

#### ・実施目標

項目	目的	目標
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	・制度パンフレットの配布 ・個別巡回 年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催 年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催 年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催 年1回

### 4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

和寒町	和寒町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の保険会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。



## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数					
			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	
			3	4	5	6	7	3	4	5	6	7	
建設業	13	11	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
製造業	12	12	0	3	1	0	1	0	3	1	0	0	1
卸売業	4	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
小売業	37	36	0	1	2	1	2	0	1	2	1	2	2
飲食業	16	16	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
サービス	54	51	3	0	2	4	4	3	0	2	4	4	4
その他	10	10	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
定 款	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	161	140	6	6	6	6	7	6	6	6	6	6	7

- ・町、商工会並びに北星信用金庫等の関係機関を交えた（仮称）事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震及び町内の河川が氾濫危険水位（氾濫危険水位：剣淵川 133m・辺乙部川 135.43m）を超えた場合）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	役場等の防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	和寒町総務課生活安全係

## カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業観光課と協議し、策定する。

## (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

### ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を利用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）  
③SNS（LINE・メッセージ）

- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

### イ. 応急対策の方針決定

- ・和寒町災害対策本部の方針に従い、当町総務課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・ 配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・ 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・ 剣淵川・辺乙部川が氾濫危険水位を超えた場合</li> <li>・ 予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・ 気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・ 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・ 町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- ・ 本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

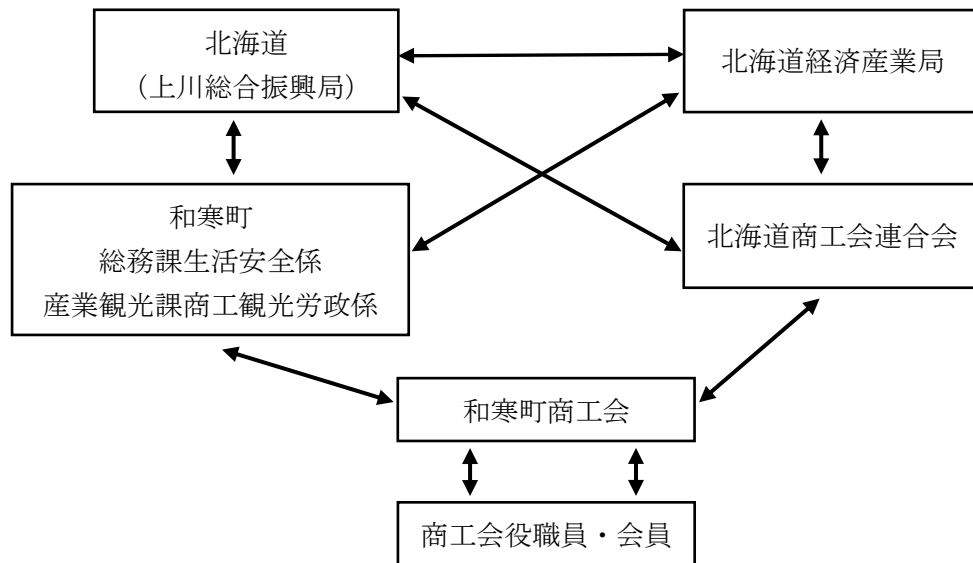
### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・ 二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・ 当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・ 当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、上川総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・ 被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				



・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

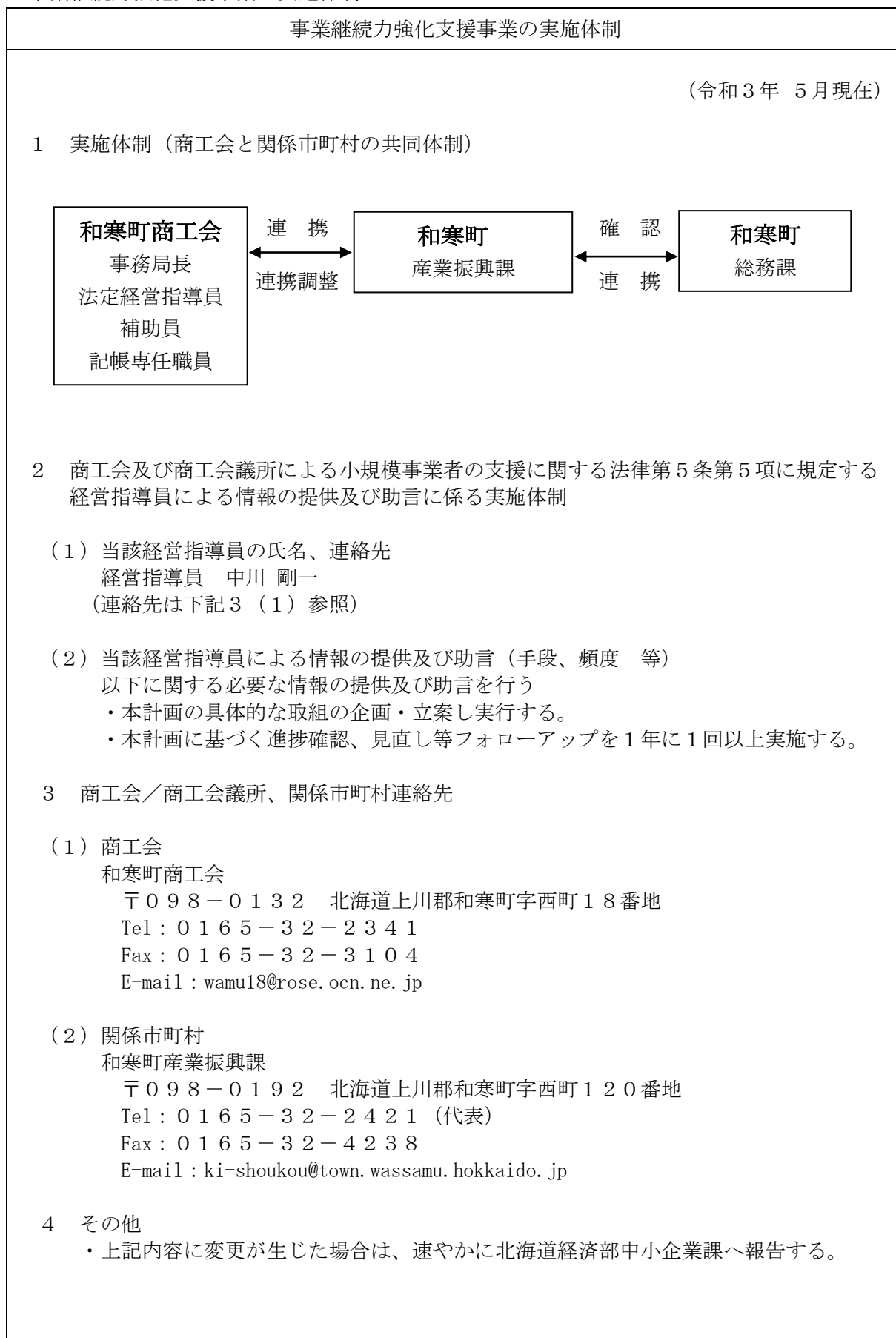
- ・和寒町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、和寒町・和寒町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣費	110	110	110	110	110
セミナー開催費	60	60	60	60	60
パンフ・チラシ制作費	10	10	10	10	10
防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、和寒町補助金、道補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。